補助金申請システム(jGrants2.0)

事業者マニュアル 交付申請



第7版

令和二年度第三次補正 中小企業等事業再構築促進補助金事務局

目次

【重要なお知らせ】

jGrantsの動作環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。なお、InternetExplorer等の下記以外のブラウザは、申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。

Windows: chrome firefox edge(※1)

•macOS : chrome \(firefox \) safari

Android : chrome

※1 edgeの「InternetExplorerモード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。

【入力の際の注意事項】

文字入力する際に以下の文字が含まれないようにお願いします。

・ダブルクォーテーション:「"」・「"」・「"」

・カンマ:「,」

・タブ:「」※ホームページの情報などを入力欄にコピー&ペーストをした際に生じる文字

I.	アカウントとログイン	
1.	事業者アカウントの準備	P.2~4
2.	事業者専用画面へのログイン	P.5∼8
3.	自社情報の確認	P.9~10
4.	マイページと事業情報の確認	P.11~14
II.	申請方法	
1.	はじめに (全体の流れ)	P.15~16
2.	交付申請	P.17~29
3.	差戻し時の修正対応	P.30~33
4.	申請内容の確認	P.34~35
5.	審査結果の確認	P.36~37

1-1. 事業者アカウントの準備

● jGrantsをご利用いただくにはGビズIDの「gBizIDプライムアカウント」または「gBizIDメンバーアカウント」の取得が必要です。

a. GビズIDとは

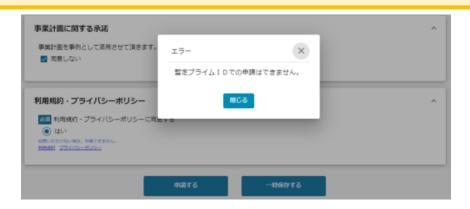
- GビズIDとは、企業から国への申請に関わる複数の行政サービスを、ひとつのアカウントで利用可能とする認証システムです。
- GビズIDのアカウントを取得することで、jGrants2.0だけでなく、社会保険手続きの電子申請や中小企業向けの支援サイトのご利用等、複数の行政サービスを利用できます。

b. 取得いただくアカウント

名称	利用可否	概要		
gBizIDプライム アカウント	0	✓ 印鑑証明書等をご提出いただき、書類審査(確認)を行って作成されるアカウントです。✓ jGrantsのすべてのサービスがご利用いただけます。✓ 必要書類を郵送し、2~3週間程度で取得できます。		
gBizIDメンバー アカウント	0	 ✓ gBizIDプライムのアカウントを取得した組織・団体の従業員用として作成できるアカウントです。 ✓ 即日発行できますが、携帯電話による本人確認が必要となります。 ✓ jGrantsのすべてのサービスがご利用いただけます。 		

注意:「暫定GビズIDプライム」アカウントでは交付申請はできませんので、必ず「gBizIDプライム」アカウントを取得の上申請してください。

- ※ ご自身が「gBizIDプライム」アカウントでログインしているか不明な場合は3ページを参照
- ※「**暫定GビズIDプライム」**アカウントの場合は4ページを参照



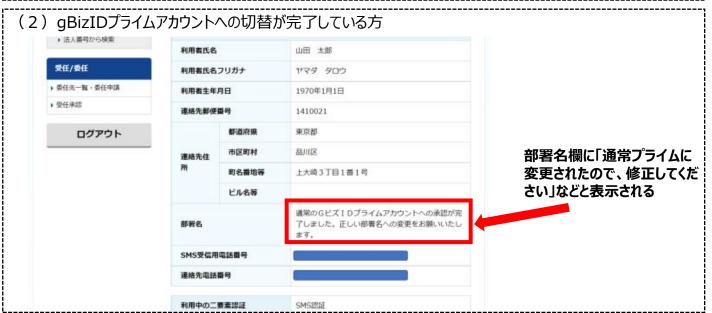
1-2. 事業者アカウントの準備

●「暫定GビズIDプライム」アカウントと「gBizIDプライム」アカウントについて

<現在ご自身がどちらでログインしているのか(暫定GビズIDプライムなのかgBizIDプライムなのか) 分からない場合は、GビズIDにログインの後、下記を確認してください。>

https://gbiz-id.go.jp/oauth/login





1-3. 事業者アカウントの準備

●「暫定GビズIDプライム」アカウントから「gBizIDプライム」アカウントへ変更する方法

<変更するためには、下記のとおり「郵送で」お手続きを行ってください。>

「暫定GビズIDプライム」アカウントで申請した事業者様は、本補助金の交付決定までに「gBizID プライム」アカウントに変更する必要があります。

以下いずれかの方法で、「qBizIDプライム」アカウントへの変更手続きを実施してください。

(1) 暫定GビズID申請時の申請書が手元にある場合

・暫定GビズIDを申請した際に作成した申請書を印刷し、印鑑(登録)証明書と同じ印鑑を押印の上、 発行から3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書の原本と一緒にGビズID運用センターへ 郵送してください。

(2) 暫定GビズID申請時の申請書が手元にない場合・印刷し忘れてしまった場合

- ・GビズIDのマイページにログインし、「アカウントID」〜「利用中の二要素認証」までをA4サイズに おさまるようにマイページを印刷してください。
 - ※画面の切り貼りなどは行わないでください。
 - ※手書き修正は無効となります。
- ・印刷した用紙の利用者氏名の横に印鑑(登録)証明書と同じ印鑑を押印の上、発行から 3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書の原本と一緒にGビズID運用センターへ郵送してください。

<書類送付先>

〒530-8532 GビズID運用センター 暫定プライム変更係 宛て

必要書類を揃えて 郵送してください





- ※送付した申請書類に添付漏れ等の不備があり、再送しなければならない場合、 手続きには更に時間を要しますのでご注意ください。
- 本補助金事務局では、事業者様が申請した際の情報しか持ちえないため、暫定GビズIDプライムから qBizIDプライムへ切り替わっているか判別がつきません。

2-1. 事業者専用画面へのログイン -ログインの流れ-

事業者専用画面へのログインは、以下の流れで行います。

ログインまでの流れ

gBizID アカウント取得(初回のみ)

gBizID プライム

GビズID (法人共通認証基盤)の サイトにてアカウントを作成

gBizID メンバー

GビズID(法人共通認証基盤)のサイトにてgBizID プライムアカウントを持つ代表者にメンバーアカウントを作成してもらう。

gBizID メンバーアカウントにてアカウント情報登録手続きを実施

gBizID プライムアカウントを持っ代表者にメンバーアカウントの利用可能サービスの設定をしてもらう。

注意:プライム アカウントからメン バーアカウントごと にjGrants利用 を可能とする設 定が必要です。

jGrantsにログイン

jGrants上の「ログイン」ボタンを押下します。

GビズIDでの認証(二要素認証)

GビズIDに遷移します。携帯電話に送信されてきたコードを 入力/専用アプリにて認証を行います。

ログイン完了

2-2. 事業者専用画面へのログイン

● jGrantsには以下のようにログインしてください。

手順1

トップページ(https://www.jgrants-portal.go.jp/)から画面右上の「ログイン」ボタンを押下します。



手順2 ログイン画面の「GビズIDでログインする」ボタンを押下します。



手順3 アカウントID、パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押下します。

gBizID		
⑤ ログイン		
	アカウントID	
	パスワード	
		ログイン

A

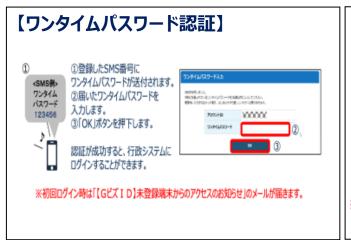
jGrantsは仕様上、ログインしてから3時間が経過した後にボタン押下等の操作を行うとログイン画面に戻ります。また、ブラウザのキャッシュクリア等を行った場合はログアウトされますので、ご注意ください。

2-3. 事業者専用画面へのログイン

● jGrantsには以下のようにログインしてください。

手順4

ワンタイムパスワード認証を行います。





出典:GビズIDクイックマニュアルgBizIDプライム編

手順5

ログインが完了するとホーム画面が表示されます。



2-4. 事業者専用画面へのログイン

最初にログアウトを行う際は、ポップアップの許可を行う必要があります。

手順1 ユーザー名から、ログアウトを押下します。



手順2

「ポップアップがブロックされました」という表示が出るため、ポップアップブロックマークを押下します。初期設定では「ブロックする」になっているため、「ポップアップとリダイレクトを常に許可する」を選択します。

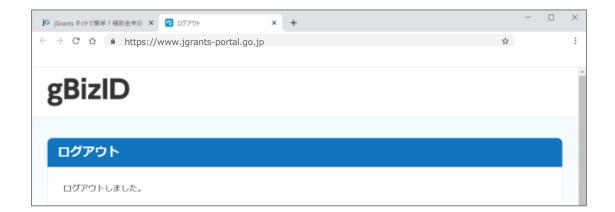




上記の操作を行わない場合、正常にjGrantsからログアウトができていない状態となります。



ポップアップの許可を行うと、2回目以降のログアウト時は、別のタブでGビズIDのログアウトページが表示されます。



3-1. 自社情報の確認 - 機能概略 -

- 自社情報 (アカウント情報) の確認を行うことができます。
- 同一事業者であれば、gBizIDプライムアカウントからもgBizIDメンバーアカウントからも同一の情報が参照できます。



■GビズIDの登録内容





GビズIDに登録されている情報が自動で表示されます。表示されている情報は、 jGrants2.0上からは編集できません。編集したい場合は、GビズIDのウェブサイトに移動して情報を更新してください。

■ 登録情報の追加・変更



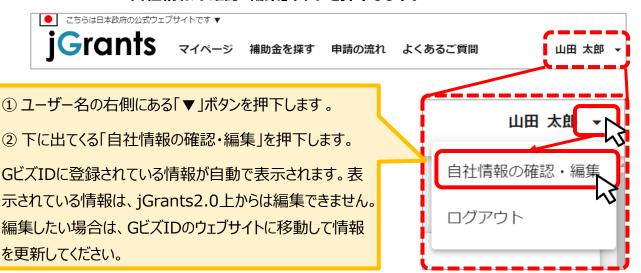


✓ 上記の項目より詳細な情報を入力できます。この部分であらかじめ情報を入力しておくと、補助金の申請時の入力時に自動で反映されますが、申請画面での情報の修正はできません。

3-2. 自社情報の確認 - 参照方法 -

手順1

トップページの右上にある、ログイン中のアカウント名の右の「▼」ボタンを押下し、 「自社情報の確認・編集」ボタンを押下します。



手順2

自社情報の確認ができます。「登録情報の追加・変更」では自社情報の一部を

修正する事ができます。

「自社情報の確認・編集」ページで 「登録情報の追加・変更」までスクロー ルしてください。 入力後、「保存する」ボタンを押すと 保存できます。

(修正したい場合も同様です。)

4-1. マイページと事業情報の確認

● マイページでは申請を行った事業を一覧で確認することができます。



4-2. マイページと事業情報の確認

●「申請した事業を検索」では、事業名や手続き名、事業日などで絞り込んで検索することができます。





- ✓「事業名」と「補助金名」など複数の項目を入力して検索することができます。
- ✓ 1つの項目に複数のキーワードを入れて検索することはできません。

(例:「事業」の項目で、[起業支援]等で検索することはできません。)

4-3. マイページと事業情報の確認

●「申請履歴」では、申請した事業の一覧が表示されます。







- ✓ 申請した事業が、申請日の新しい順に20件ずつ表示されます。
- ✓ 一覧のタイトル行を選択すると、選択した項目でソートできます。
 再度選択すると、昇順/降順を切り替えられます。

4-4. マイページと事業情報の確認

要求・命令

状態

通知日時

通知文書 (文面)

通知文書添付ファイル

▼イページの申請履歴にて「事業」を押下すると、申請した事業の「事業詳細画面」が表示されます。





1-1. はじめに - 申請の流れ -

- 申請したい補助金を、jGrants2.0に登録されている補助金の一覧から検索できます。
- 検索結果から補助金の申請情報を入力し、申請をすることができます。

① 申請したい補助金を探す



補助金の内容を確認する



補助金の申請をする

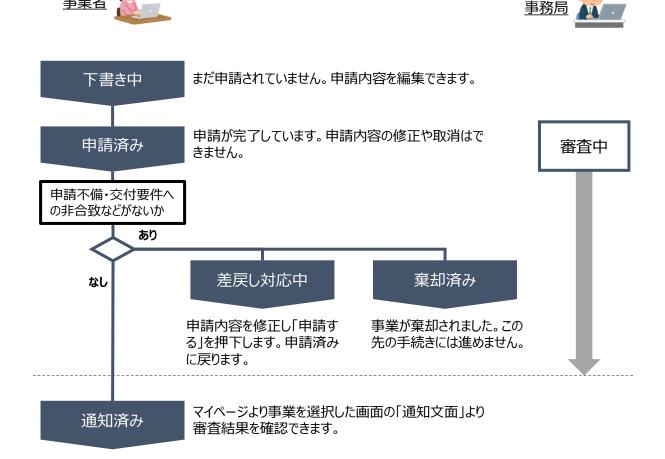
ここから先は**GビズIDでのログイン後のみ**操作可



1-2. はじめに - 申請の流れとステータス -

● 申請の流れは以下のとおりです。

■ステータスの流れ

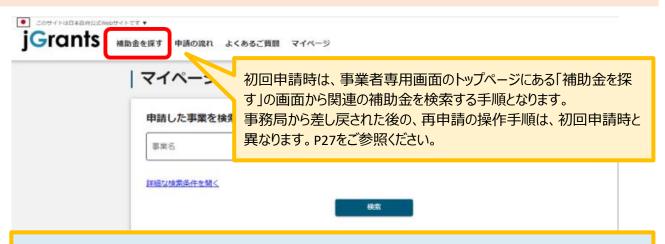


■ステータス一覧

ステータス名	ステータスの説明		
下書き中	申請画面で「一時保存する」ボタンを押下した後の状態です。		
申請済み	申請画面で「申請する」ボタンを押下した後の状態です。		
差戻し対応中	申請内容が事務局から差戻しをされた後の状態です。		
棄却済み	団済み 申請内容が事務局に棄却された後の状態です。		
通知済み 採択通知以外の通知が発出された後の状態です。			
採択通知済み	申請内容が事務局に採択され、採択通知が発出された後の状態です。		

2-1. 交付申請

● 事業者専用画面のトップページから交付申請の入力フォームにアクセスします。



【重要】こちらは新規に申請する場合の手順です。差戻し後の再申請は、P28の手順で実施してください。差戻し後の再申請を当ページの手順で行うと、新たな申請が作成されてしまいますので、ご注意ください。





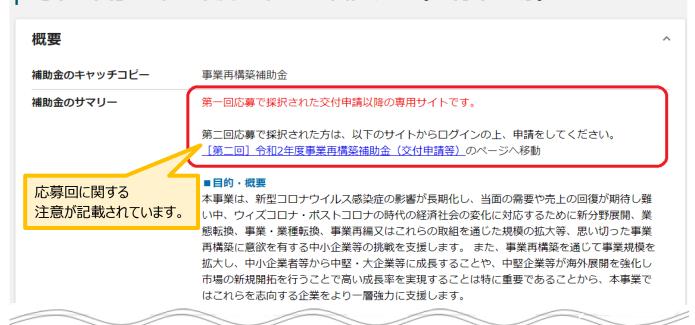
2-2. 交付申請

● 事業者専用画面のトップページから交付申請の入力フォームにアクセスします。

該当する応募回の補助金を選択したら、画面を下方にスクロールします。提出できる申請が表示されますので、「交付申請」をクリックしてください。

本サンプルでは、第一回応募サイトでの申請を表示しています。

[第一回] 令和2年度事業再構築補助金(交付申請等)





2-3. 交付申請

申請フォームに入力します。

事業者基本情報



上記★の項目には、GビズID等の事業者情報が自動で表記されています。 こちらの情報は、申請画面での編集ができません。 編集の必要がある場合は「GビズIDサイト」にて手続き等確認の上、ご対応ください。

- ⑤「代表者役職」必須項目ですのでご入力ください。
- なおこの項目は、画面右上の「自社情報の確認・編集」で事前入力いただければ以後は自動反映されます。
- ⑥「受付番号」公募申請完了時に事務局から案内されるRで始まる11桁の番号です。必須項目ですので必ず入力ください。(共同事業で代表申請されている場合は代表のものを入力してください。)

2-4. 交付申請

申請フォームに入力します。

文字入力する際に以下の文字が含まれないようにお願いします。

・ダブルクォーテーション:「"」・「"」・「"」

・カンマ:「,」

・タブ: 「」※ホームページの情報などを入力欄にコピー&ペーストをした際に生じる文字

申請担当者の連絡先

連絡先郵便番号	連絡先住所 (都道約県)	
1111111	東京都	,
連絡先住所(市区町村)	(落地等)	
千代田区	震が関 1 - 2 - 3	
運絡先住所 (建物名等)		0 /
会社部署名/部署名		
		0 / 6
担当省氏名(姓)	担当有氏名(名)	
00	太郎	
連絡先電話吊 号	担当有メールアドレス	
1111111111	qscdg@kseasd.co.jp	

①担当者メールアドレスは、申請画面では編集することができません。編集の必要がある場合は「GビズIDサイト」より変更を行ってください。 GビズIDサイトで修正後には、交付申請書別紙1にて修正申請が必要です。

上記申請担当者の連絡先は、GビズIDの登録情報が自動で表記されますので、GビズIDの登録情報と本補助金のご担当者が異なる場合は、GビズIDの登録情報を本補助金ご担当者に変更してください。

不明点や修正箇所が生じた場合など、事務局からの連絡が、ここで登録いただいた宛先に届くことがございます。

2-5. 交付申請

申請フォームに入力します。



表」のそれぞれ合計欄の金額を入力してください。

- ②「補助事業に要する経費」
- ③「補助対象経費」
- ④「補助金交付申請額」

【注意】

- 入力の際は必ず「半角」にしてから入力してください。全角のまま入力すると自動変 換により意図しない数字が入力される場合があります。
- 申請の過程で金額に変更が生じた場合は、経費明細表に合わせてこちらも修正し てください。

2-6. 交付申請

申請フォームにファイルを添付します。

交付申請時に添付する「交付申請書別紙1」については、必ず、電子申請システムにログインし、「交付申請書別紙ファイル」ボタンからダウンロードしたファイルを使用してください。

※申請に必要な様式が改訂されています。必ず最新のものをダウンロードしてご申請ください。

電子申請システム https://jigyou-saikouchiku-shinsei.jp/



「交付申請書別紙1_R999999999xisx」ファイルがダウンロードできます。(R999999999は申請者様の受付番号が自動で設定されます) 記載要領を確認の上入力してください。

2-7. 交付申請

申請フォームにファイルを添付します。



【代表申請事業者の連携先事業者のみなさまへ】

※ 採択通知を受けられた代表申請事業者の連携先事業者(直接採択通知を受けていない事業者)は、代表事業者から「Rから始まる受付番号」と交付申請書別紙1ファイルを受け取り、 下記ファイル名を付けて添付してください。

ファイル名: 交付申請書別紙1_R2***********.xlsx

- ※R2*******は、事業再構築補助金の申請受付番号となります。 採択通知を受けられた代表申請事業者の代表事業者にご確認ください。
- ※ZIPファイル名は、「**受付番号」**にしてください。 例)R2200U12345.zip
- ※ZIPファイル内の個別データのファイル名は、書類名で統一してください。 詳細は次ページを参照してください。

2-8. 交付申請

● 添付にて提出するファイル名の命名ルールについて

ファイル名を下表のとおりに設定していただくと、審査がスムーズになります。 ご協力よろしくお願いいたします。

履歴事項全部証明書	見積書_運搬費
確定申告書	見積書_クラウド利用費
決算書	見積書_外注費
青色申告書	見積書_知財等関連経費
収支内訳書	見積書_広告・販売費
見積書_建物費_本見積	見積書_研修費
見積依頼書_建物費_本見積	見積書_海外旅費
見積書_建物費_相見積	業者選定理由書
見積依頼書_建物費_相見積	交付申請書別紙 2
見積書_機械・システム費_本見積	事前着手のお知らせ
見積依頼書_機械・システム費_本見積	設計図書
見積書_機械・システム費_相見積	見取り図
見積依頼書_機械・システム費_相見積	カタログ_{費目名}_{依頼先企業名}
見積書_中古品_{費目名}_本見積	海外為替レート表
見積書_中古品_{費目名}_相見積1	海外渡航計画書
見積書_中古品_{費目名}_相見積2	宣誓・同意書(※第1、2回公募のみ)
見積書_技術導入費	
見積書_専門家経費	

- ※費目名とは、機械・システム費等対象経費区分のことを指します。
- ※同名のファイルを複数提出する場合は、末尾に「1、2、3、、、」というように数字で区別してください。

例1)

見積書_技術導入費1 見積書_技術導入費2 見積書 技術導入費3

例2)

見積書_機械・システム費_本見積1 見積依頼書_機械・システム費_本見積1 見積書_機械・システム費_本見積2 見積依頼書 機械・システム費 本見積2

2-9. 交付申請

● 添付にて提出が必要な書類について

「公募要領」及び「補助事業の手引き」と合わせてご確認ください。

① 交付申請書別紙1

- ※事務局から届いた採択結果のメールのURLから電子申請システムにログインし、 「交付申請書別紙ファイル」からダウンロードしてください。
- ※応募申請時と変更箇所がある場合は、ダウンロードした交付申請書別紙1を変更して提出してくだ さい。

② 【法人】履歴事項全部証明書

- ※交付申請書提出日より過去3か月以内に発行されたものの提出をお願いいたします。
- ※全てのページの提出が必要です。

【個人】確定申告書(第1表)

※直近の確定したもののご提出をお願いいたします。 (ただし、応募申請時に提出した補助事業者は不要です。)

③ 【法人】決算書

※直近のものの提出をお願いいたします。 (ただし、応募申請時に提出した補助事業者は不要です。)

【個人】青色申告書/白色申告書

※青色申告書の場合は損益計算書の記載のあるページ、白色申告書の場合は収支内訳書の提出が必要となります。(ただし、応募申請時に提出した補助事業者は不要です。)

4 見積書

- ※原則、経費科目にかかわらず計上している全ての補助対象経費の見積書の提出が必要となります。
- ※契約(発注)1件あたりの見積額の合計が50万円(税抜き)未満は1者の見積書を取ってください。
- ※契約(発注)1件あたりの見積額の合計が50万円(税抜き)以上の<mark>建物費、機械装置・システム構築費を計上する場合、2者以上の相見積書を取ってください。</mark>
- ※専門家経費については、公募要領記載の謝金単価に準じない場合は、依頼内容に応じた価格の 妥当性を証明する複数の見積書が必要となります。
- ※交付申請日に有効な見積書の提出が必要となります。(事前着手の承認を得ている事業者は、 令和3年2月15日以降有効であることが必要です。)
- ※中古品を購入する場合、型式、製造年月日が記載されており、性能が同程度の中古品の3者以上の相見積書が必要となります。(業者選定理由書は不可です。)
- ※事前着手の承認を得ている事業者の方も見積依頼書、見積書及び相見積書の提出は必要です。
- ※見積書が外国語の場合は、和訳も必要となります。

⑤ 建物費、機械装置・システム構築費の追加書類

- ※見積書1枚につき、1枚の見積依頼書を提出してください。
- ※契約(発注)1件あたりの見積額の合計が50万円(税抜き)以上の場合、同一条件の見積依頼書の提出が必要です。
- ※建物費を計上する補助事業者は相見積書とともに設計書等を提出してください。 (建物の改修の場合は見取り図を提出してください。)
- ※機械装置・システム構築費を申請する場合、価格の妥当性を証明するパンフレットなどを提出してください。
- ※機械装置を海外購入する場合は、換算に用いたレート表(公表仲値)を提出してください。

2-10. 交付申請

● 添付にて提出が必要な書類について

⑥ 交付申請書別紙2 【該当事業者のみ】

- ※技術導入費、専門家経費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費を計上する場合は提出が必要となります。
- ※事業再構築補助金事務局のホームページ(https://jigyou-saikouchiku.jp/) 「採択事業者向け資料」→「様式集」→「交付申請書別紙2」からダウンロード可能です。

事前着手承認のお知らせのメールデータ【該当事業者のみ】

- ※令和3年10月27日までに申請した場合は、事前着手承認を受けた事業者は受信日時を確認できるメールデータを提出してください。
- ※令和3年10月28日以降に申請した場合は、作成日が確認できる通知文書の提出が必要です。

⑧ 海外旅費の詳細【該当事業者のみ】

※上記の経費を計上した補助事業者は、海外渡航計画書 <補助事業の手引き・参考様式 1 2 > の提出をお願いいたします。

⑨ 補助対象経費により取得する建物に係る宣誓・同意書 <参考様式 2 0 - 2 >

- ※ 建物費を計上している補助事業者は、提出が必要です。
- ※ 第3回以降の採択事業者は、交付申請書別紙1を電子申請システムよりダウンロードされた際に、 交付申請書別紙1に含まれておりますので、提出必要事業者は、必ず必要箇所に入力の上、 提出してください。
- ※ 第3回以前の採択事業者については、別途事務局からメール等でご案内をしております。提出方法等については、本事業のポータルサイト等もあわせてご確認ください。

⑩ 取得財産に係る誓約書く参考様式21>

【事務局より差戻し等をご依頼するケース】

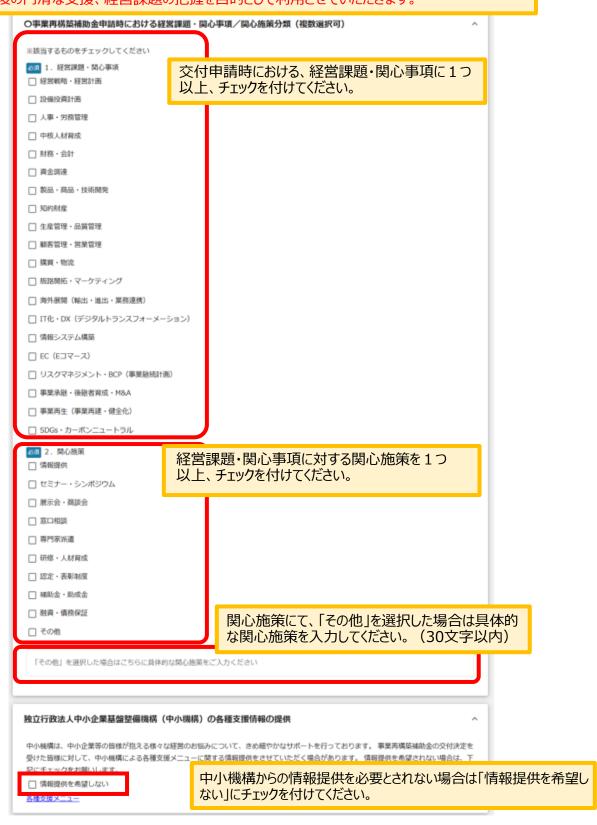
- 1、必要書類がそろっていない場合
 - 例)契約(発注)1件当たりの見積額の合計が50万円(税抜き)以上の<mark>建物費を</mark>計上し申請されているが、相見積書の提出がない。 (建物費の場合は、2者以上の見積書・相見積書が必要)
- 2、見積書と相見積書が、同条件での取得ではない場合
 - 例) 見積書には、○○改修 とあるが、相見積書には、△△改修とある。 この場合は、あいまいな仕様での見積依頼をされていると判断し、同仕様で取得した 見積書の提出を求めます。(○○改修と○○改修と仕様が同一である。)
- 3、交付申請書別紙1が交付申請情報と一致していない場合
 - 例)・提出される見積書と経費明細表が一致していない。(特に積算基礎の項目)
 - ・経費明細表の積算基礎に「名称、単価、数量」が記載されていない。
 - ・経費明細表の数字を修正したが、4. 事業概要 (5) 「本事業で取得する主な資産」 が修正されていない。

2-11. 交付申請

申請フォームにチェック、入力します。

○事業再構築補助金申請時における経営課題・関心事項/関心施策分類(複数選択可) 第四回以降の交付申請フォームから表示されております。第三回以前は表示されておりません。

※今後の円滑な支援、経営課題の把握を目的として利用させていただきます。



2-12. 交付申請

申請

交付申請の申請画面で必須項目を入力し、「申請する」を押下します。



入力内容に誤りがないことを確認し「申請する」ボタンを押下します。

※まだ提出をしない場合は、「一時保存する」ボタンを押下します。





2-13. 交付申請

マイページが開きましたら「申請履歴」から申請した事業を選択して、「事業の詳細」を開き、下方にスクロールして「作成済みの申請」を確認してください。

申請履歴

事業	補助金	手続き	事業開始日	事業終了日
₹Zŀ	[第一回] 令和2年度事業再構築補助金(交付申請等)	②事業実施中_[第 一回]令和2年度事 業再構築補助金		2021/06/16

事業の詳細

補助金 [第一回] 令和2年度事業再構築補助金(交付申請等)

事業 テスト

手続き ②事業実施中_[第一回]令和2年度事業再構築補助金

作成済みの申請

申請	申請状況	申請完了日時	通知文書 (文面)	通知文書添付ファイル
[第一回] 令和2年度事業 再構築補助金 交付申請	申請済み	2021年7月6日 16:09		

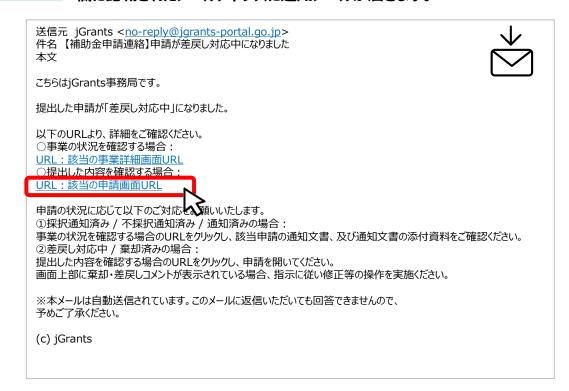
申請のリンクを押下すると申請内容を照会できますが、変更はできません。 申請内容の修正や変更が必要な場合は、コールセンターへ連絡してください。 ご連絡から数日後に修正可能な状態になります。

3-1. 差戻し時の修正対応

申請内容に不備があると、事務局から差戻しがある場合があります。事務局のコメントがある場合は確認し、修正後に再申請を行ってください。

はじめに

事務局より差戻しがあった場合は、事業申請時に「担当者メールアドレス」 欄に記載されたメールアドレスに通知メールが届きます。



手順1

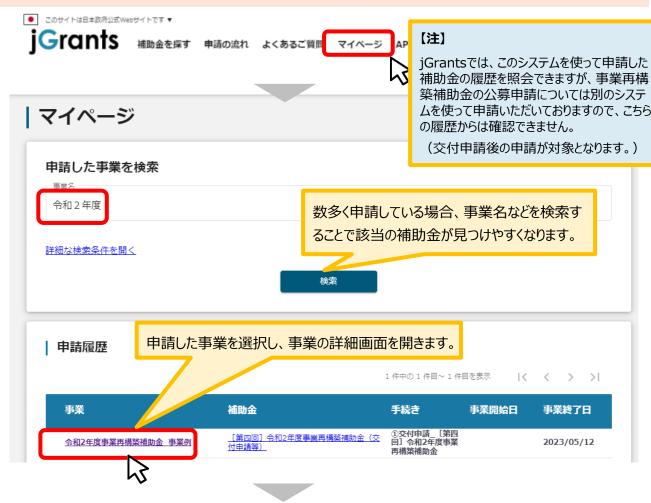
メール内のURLを押下し、事業者サイトにログインします。





3-2. 差戻し時の修正対応

● マイページから申請した事業の申請状況を確認できます。



事業の詳細

[第四回] 令和2年度事業再構築補助金(交付申請等) 令和2年度事業再構築補助金 事業例 差戻し申請は必ず「作成済みの申請」から処理してください。GビズIDメンバーアカウントでアクセスした場 合も「作成済みの申請」から「差戻し対応中」の申請を選択して処理してください。(新規に申請しない ようにしてください。) ※下書き中の申請は下表のリンクから申請してください。 作成済みの申請 申請完了日時や申請状況 申請 申請状況 をご確認ください。 申請番号 申請完了日時 「第四回」令和2年度 事業再構築補助金 交 付申請 2022年5月11日 RFI-0000105197 11:16



✓ 申請ステータスの一覧は「II. 交付申請1-2. (はじめに) - 申請の流れとステータス - 」に記載しています。

3-3. 差戻し時の修正対応

手順2

申請フォーム画面が表示されますので、差戻しコメントがある場合はそちらに従い、必要に応じて修正を行います。編集した内容を確認し、「申請する」を押下します。



手順3

「申請する」ボタンを押下すると確認を促す画面が表示されます。入力内容に誤りがないことを確認後、「申請する」ボタンを押下してください。



3-4. 差戻し時の修正対応

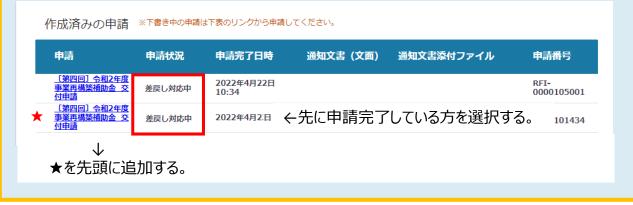
【重要】

事務局から差戻し後、再申請いただく際に「作成済みの申請」からではなく、新規で申請してしまうと、 下図のように同じ申請がふたつできます。



このように、同じ申請がふたつできた場合、一度申請したデータは削除できませんので、事務局にて新規申請された「申請済み」のものを差し戻しいたします(事務局からご連絡いたします)。

下図のように、ふたつとも「差戻し対応中」となってから、本テキストP31「3-2 差戻し時の修正対応」を参照し、初回申請された申請名の先頭に★を追加して再申請してください。



4-1. 申請内容の確認





ます。

これで申請完了です。 審査結果が出るのをお待ちください。

4-2. 申請内容の確認



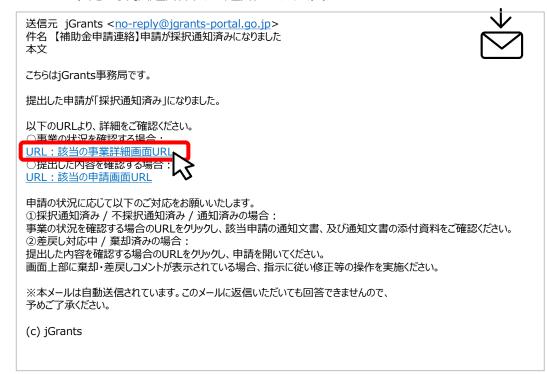
5-1. 審査結果の確認

● マイページから、審査結果の確認を行います。

はじめに

事務局より結果の通知があった場合は、事業申請時に「担当者メールアドレス」欄に記載されたメールアドレスに通知メールが届きます。

※下記は採択通知済みの通知メール文面



上記のメールがjGrantsから届く前に、連絡漏れを防ぐ意味で事務局からも別メール(no-reply@mail.jigyou-saikouchiku-kanri.jp)で事前にご案内いたします。

手順1

「事業の状況を確認する場合」のURLを押下し、ログインします。





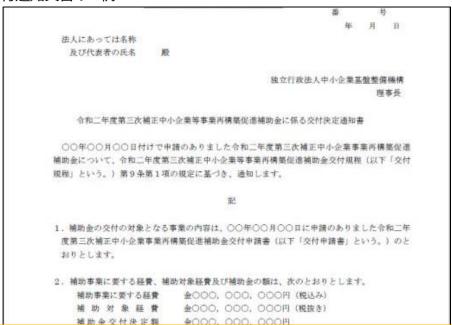
5-2. 審査結果の確認

手順2

マイページの「作成済みの申請」から、「当該事業の通知文書添付ファイル」の下に表示されているファイル名を押下し、ダウンロードした文書を開いて通知内容を確認します。



■添付通知文書の一例



申請状況には以下いずれかの審査結果が表示されます。



- ・採択通知済み…申請が採択された場合
- ・通知済み…上記以外で事務局から通知された場合
- ・棄却済み…申請が棄却された場合